

公立小松大学学長の業績評価実施要綱

令和2年3月30日

要綱第3号

(目的)

第1条 公立大学法人公立小松大学学長選考会議（以下、「学長選考会議」という。）が、公立大学法人公立小松大学学長選考規則（令和2年規則第1号）第13条に規定する学長の業績評価（以下「業績評価」という。）を行う場合の手続き等については、この要綱の定めるところによる。

(業績評価の実施)

第2条 学長選考会議は、学長の業績評価を毎年度行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長選考会議が必要と認めたときは、臨時で業績評価を行うことができる。

(業績評価の資料)

第3条 業績評価の資料は、次の各号に掲げる資料とする。ただし、評価対象期間内において当該資料がない場合は、当該資料を除いた資料を用いるものとする。

- (1) 小松市公立大学法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」という。）における評価結果
- (2) 監事による監査結果報告書
- (3) 学長による中期目標及び年度計画の実施状況及び今後の展望について記載した報告書（別紙様式1）
- (4) 業務実績報告書
- (5) 大学機関別認証評価に係る資料
- (6) その他学長選考会議が必要と認める資料

(業績評価の方法)

第4条 学長選考会議は、前条規定の資料及び学長との面接（以下、「面接」という。）に基づき、業績評価を行う。

- 2 面接では、前条第1項第3号に掲げる報告書の項目に基づく自己評価の報告及び説明を学長に求め、質疑を行う。

(業績評価の基準)

第5条 業績評価は、別表の取扱いを基本に、取り組み状況や計画の難易度、外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して行う。

(評価書の作成)

第6条 学長選考会議は、業績評価の結果を取りまとめ、評価書（別紙様式2）を作成する。

(結果の公表)

第7条 学長選考会議は、前条規定の評価書を学長本人に通知するとともに、学内外に公表

する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、学長の業績評価に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

評定	評価	評価の目安
S	特筆すべき顕著な業績である	学長としてリーダーシップを発揮し、中期計画等を上回る特筆すべき顕著な実績を上げたと認められる
A	優れた業績である	学長としてリーダーシップを発揮し、中期計画等を上回る優れた実績を上げたと認められる
B	良好な業績である	中期計画等を着実に実施したと認められる
C	不十分な業績である	中期計画等の実施がやや遅れており課題があると認められる
D	重大な改善事項がある	中期計画等が実施されておらず重大な課題があると認められる

別紙様式1(第3条関係)

公立大学法人公立小松大学学長選考会議議長 様

学長 _____

中期目標及び年度計画の実施状況及び今後の展望を下記の通り報告します。

1. 教育
2. 研究
3. 国際交流

4. 地域貢献
5. 業務運営
6. 総括及び今後の展望

別紙様式2(第6条関係)

公立大学法人公立小松大学 学長業績評価 評価書

1. 評価

評定	評価

2. 総評

--

3. 学長に直接通知する事項(非公表)